

西ノ島町住宅用太陽光発電導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を図ることを目的に再生可能エネルギーに係る設備の導入を促進する事業（以下「補助事業」という。）を支援するため、補助金等交付規則（昭和53年9月29日規則第12号）によるほか、西ノ島町住宅用太陽光発電導入支援事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第2条 本補助金は、町内で別表に掲げる再生可能エネルギーに係わる設備の導入をする者（以下「設置者」という。）を対象とする。

2 設置者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に自らが所有し、居住している家屋（店舗、事務所等との兼用は可）
- (2) 町内に自らが所有し、居住するために新築、又は購入する者
- (3) 県や町に対する債務の滞納がない者（税金等）

3 この要綱の規定に基づき補助金を受けて補助対象設備を設置したことがある者は、この補助金の申請をすることができない。

(補助金の額及び限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる設備及び当該設備に係る補助金の額は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を提出し、予算の範囲内において先着順とする。（申請が予算の範囲を超えた場合には、超えた日をもって受付を終了することとし、予算の範囲を超えた日の申請書については、抽選により当日の申請資格者を決定する。）

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかにその決定の内容を当該申請者あてに通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 設置者は、次の各号に掲げる変更が生じ、町長の承認を受けようとする場合に速やかに補助金変更交付申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 工事予定期間内に補助対象設備の設置が完了しないとき。
- (2) 補助対象設備の内容を変更するとき。
- (3) 補助金交付申請額を変更するとき。
- (4) その他補助目的の達成に影響を与える変更があるとき。

2 設置者は、やむを得ない事情等により補助事業を中止しようとするときは速やかに補助金中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 設置者は、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月29日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 写真

ア 設置前の家屋(全体と設置箇所周辺の2枚)

イ 設置前に設置敷地内で撮影された設備全体(メーカー、商品名、型番等の記載がなければ、記載のある梱包物等と共に)。読めない場合は、近くで撮影した写真も追加すること。

ウ 設置後の家屋(全体と設置箇所周辺の2枚)

設備にメーカー、商品名、型番等が記載されている場合は必ず入れること。

- (2) 契約書等の写し(メーカー、商品名、型番、最大出力kwが記載されていること)
- (3) 電力受給契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 本補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 設置者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、請求書(様式第5号)

を町長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

第10条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(設置者の責に帰すべき事情によるものを除く。)
- (2) 設置者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 設置者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 設置者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命ずる。

2 町長は、設置者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成30年要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

種 類	設置者1件あたりの補助金の額
補助対象設備の要件(要件の全てを満たすこと。)	
住宅用太陽光発電設備 ①低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。 ②設置する建物は、住居として使用されているもの、又は住居として使用される予定のものであること(店舗、事務所等との兼用は可とする。) ③未使用品であること(中古品は対象外とする)。	太陽電池の最大出力1kW(小数点以下は切り捨て)あたり5万円とし、4kWを上限とする。 ※この補助事業の財源の一部は島根県からの補助金(1kWあたり1万円)が含まれています。

